

地域で暮らす

～障害者のグループホームについて～

2019年11月24日 箕面市 健康福祉部 障害福祉室

もくじ

1. 箕面市が進める福祉のまちづくり ・ p.1
2. 障害者の日常を支える市内サービス基盤 ・ p.2
3. 日中活動の種類 ・ p.3
4. 障害者のグループホームとは ・ p.4
5. グループホームの基準 ・ p.5
6. グループホームの指定申請の流れ ・ p.7
7. グループホームの利用状況 ・ p.8
8. 市のグループホーム整備方針 ・ p.9
9. グループホーム入居の流れ ・ p.10
10. 入居後の生活 ・ p.11

箕面市が進める福祉のまちづくり

「すべての人が、障害の有無や程度に関わりなく、一人の人間として尊重され、平等な権利を持ち、地域社会の構成員として共に暮らすまちづくり」
(第3次箕面市障害者市民の長期計画「基本理念」より)

誰もが住み慣れた"まち"で「共に暮らす」を実現するために、箕面市では福祉のまちづくりを進めています。

共に学び、共に育つ

障害のある児童生徒が当たり前
に地域の小中学校に通い、すべての
児童生徒が、「共に学び、共に育つ」
ことが出来るよう環境を整備して
います。

- ・ 支援教育介助員を配置
- ・ 障害のある児童生徒の通学支援
- ・ 医療的ケア対応のための看護師を配置
- ・ 全小中学校にエレベータを設置
- ・ 全教室にエアコンを設置

住まう

施設に入所するのではなく、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、必要なサービスを展開しています。

- ・ 障害者の日常生活を支えるためにサービス提供基盤を整備充実
- ・ 障害者が地域で暮らすためにグループホームの整備を推進
- ・ 障害者の活動を支援幅を広げるためにオレンジゆずるバスやタクシーを運行

活動

地域で自分らしい日中の活動が営めるように支援を行っています。

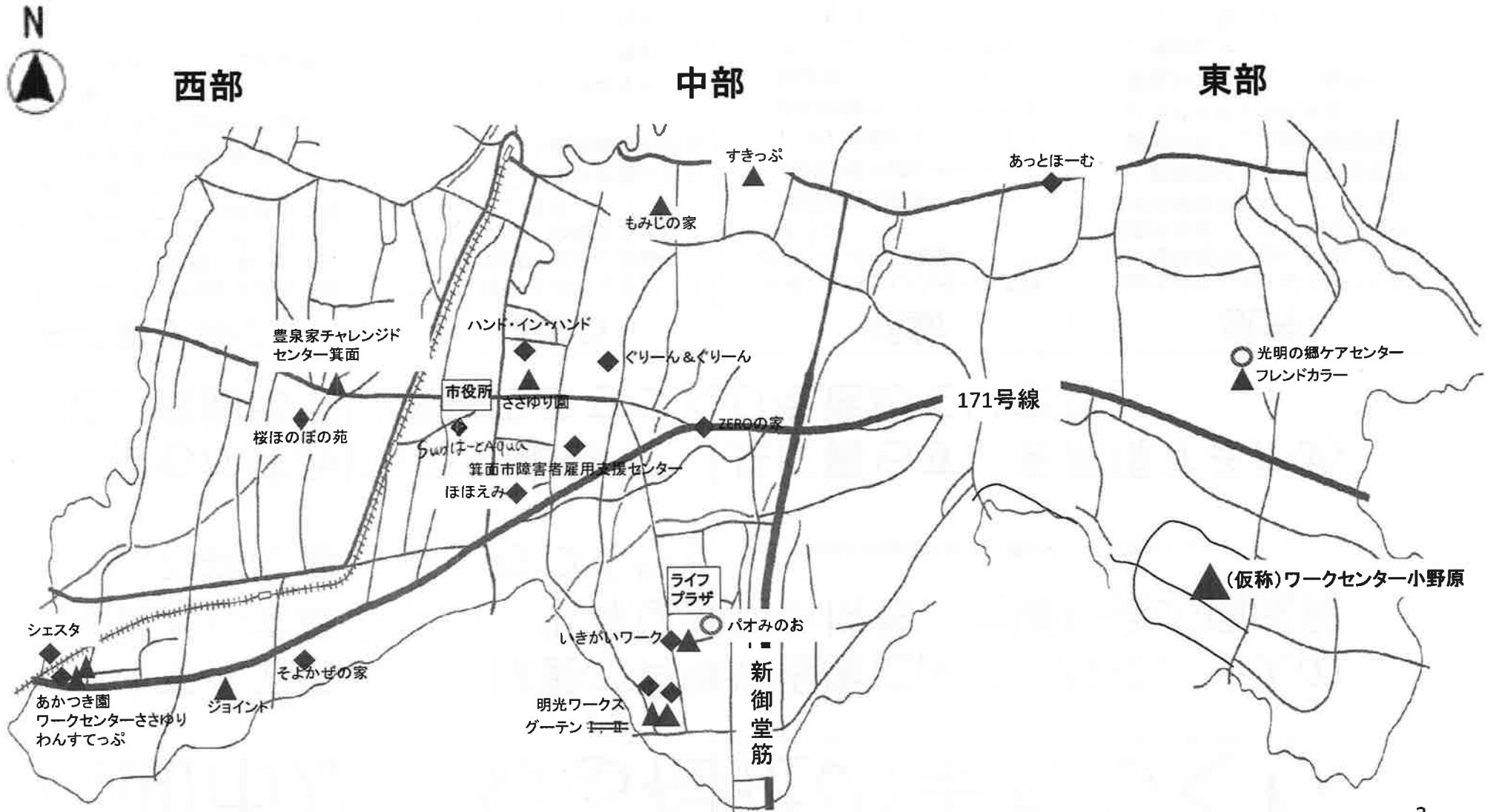
- ・ 箕面市立の障害者の日中の活動の場を整備運営(4ヶ所)
- ・ 日中の活動の場を提供する民間の障害者事業所を支援
- ・ 障害者の日中の活動を支えるために官民の相互連携を強化充実

就労

地域で自立した生活を送るために、障害者が社会に参加できる環境を目指し、当たり前
に就労できる環境を整備して
います。

- ・ 一般財団法人箕面市障害者事業団を核とした関係機関連携による就労支援の実施
- ・ 事業主の理解促進と職場実習の機会拡大
- ・ 一般の企業で勤めることが難しいかたのために最低賃金を保障した働く場の提供推進

障害者の日常を支える市内サービス基盤



日中活動の種類

種類	西部		中部		東部		
	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	
▲ 生活介護	4	133	6	148	1	20	
○ 地域活動支援	0	0	1	20	1	10	
◆ 就労系サービス	4	80	79	152	1	20	
グループホーム	10	29	52	174	0	0	
合計	各値	18	242	66	494	3	50
	施設・事業所数	87					
	定員数	824					

生活介護（活動）

高齢者のデイサービスのように施設に通い、昼食や入浴、排せつなど身体的な介護を受けながら、絵画、フェルトやビーズでの日用雑貨作りなど、創作活動の機会を提供します。

地域活動支援（活動）

障害者がいつでも好きな時間に好きなことができるようスペース提供し、来られた方には相談に応じたり、創作活動の機会を提供します。

就労系サービス（就労）

クッキーやパンの製造や販売、ゴミ袋の梱包や配送、タオルの箱詰めなど、就労の機会を提供します。

グループホーム（住まう）

生活に必要な一定の支援を受け、共同で生活するための住まいです。日中はグループホームから職場やサービス提供事業所へ通います。

障害者のグループホームとは

- グループホームとは、数名の障害者が、世話人や生活支援員の支援、介護等を受けながら、マンション、一戸建て等を借りて共同生活を行うものです。
- そこで生活している障害者の方々は、昼間は会社やサービス提供事業所等に通い、そこで得た給料等で家賃や食費、光熱水費等の生活費を負担し、自立した生活を送っており、社会福祉法人やNPO法人、医療法人等の法人が運営しています。

大阪府ホームページ「グループホームってどんなところ？」より

グループホームの基準

1. 基準

利用者	身体・知的・精神障がい者・難病患者。 障がい支援区分に関わらず支援対象。 ※身体障がい者は、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。
サービス内容	地域において自立した生活を営むため、家事や相談などの日常生活の援助を行う。 入浴又は食事の介護等のサービスを提供する。
運営主体	社会福祉法人や医療法人、NPO法人など法人格が必要。夜間や休日を含めて、緊急時など必要な時に適切な支援体制が確保できること。
運営形態	共同生活住居の形態は、1戸建てやマンション、公営住宅等。 30分圏内であれば、複数の住居をまとめて一事業所として運営可能。 1事業所の利用定員は4人以上。 各共同生活住居の利用定員は2人以上、原則10人以下。

～体験入居～

- 入所施設・病院生活から地域で暮らしたい。
 - 現在は家族と同居しているが、将来的にグループホームへの入居を検討している。
そういった場合に、短期間の体験利用を提供することが可能です。
- <サービス提供条件>
- ・グループホームの利用定員の範囲内で実施することになります。
 - ・通常の利用と同様に、市町村の支給決定等の手続きが必要です。（家賃助成の対象となります。）
 - ・一時的な利用であるため、1回あたり連続30日以内かつ年間50日以内に限定されています。

利用者の入院・帰宅中に、当該利用者の居宅を体験入居に供することはできません。
運営規程にある「共同生活援助の内容」の項目に「体験利用の実施」を追加する必要があります。

グループホームの基準

2. 人員配置

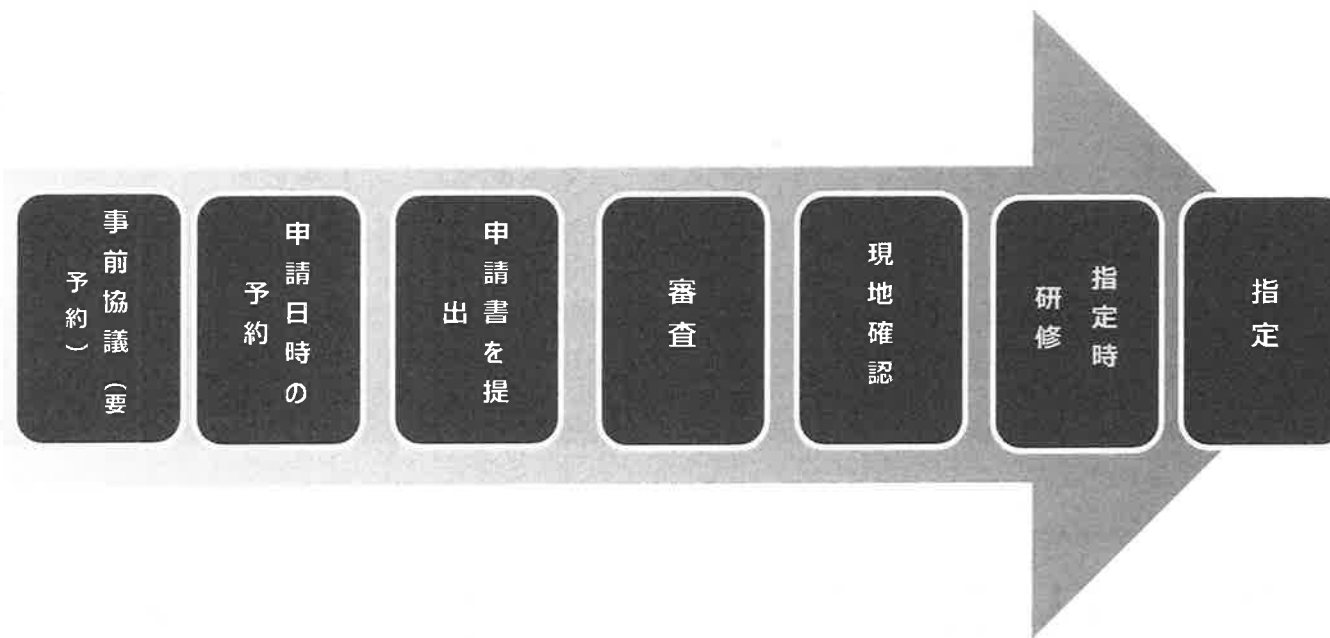
管理者	運営管理責任者で、従業者及び業務の一元的管理、従業者の指揮命令を行う。 常勤 1 人配置【管理上支障がない場合、他事業所・施設の職務との兼務可】	
サービス管理責任者	個別支援計画の作成、日中活動の場との連絡調整などを行う。 利用者 30 人ごとに 1 人配置。	
世話人 【常勤換算人数】	個別支援計画に基づき、食事や掃除等の家事支援や、日常生活の相談支援を行う。 利用者数を 6 で除した数以上を配置。	
介護サービスの提供	【介護サービス包括型】 当該事業所の従業者が、介護を行う。 障がい支援区分 3 の利用者数を 9 で除した数 障がい支援区分 4 の利用者数を 6 で除した数 障がい支援区分 5 の利用者数を 4 で除した数 障がい支援区分 6 の利用者数を 2.5 で除した数の合計数以上	【外部サービス利用型】 外部の居宅介護事業所等に介護支援を委託 介護サービスの手配（アレンジメント）が必要

3. 設備基準

立地場所	入所施設や病院の敷地内ではなく、住宅地又は住宅地と同程度に地域住民と交流できる場所であること。
居室	1 人一室の居室を確保し、居室面積は収納スペースを除き内法面積で 7.43 m ² 以上とすること。（内法面積 = 壁で囲まれた内側だけの床面積）
その他	台所、トイレ、浴室など日常生活を送る上で必要な設備のほか、相互交流スペース（食堂・ダイニング等で可）を確保すること。共同生活住居の配置、構造及び設備は、例えば、車いすの利用者がいる場合は必要な廊下幅の確保や段差の解消を行うなど、利用者の障がい特性に応じて工夫されたものであること。

グループホームの指定申請の流れ

- グループホームを開設・運営するには、事業所はグループホームが所在する市町村に応じて都道府県知事、又は市町村長の指定を受ける必要があります。
- 社会福祉法人、株式会社、NPO法人等の定款にある実施事業の項目に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業」を記載する必要があります。
- 事業計画等を立案後、事前協議（要予約）し、指定を受けるための書類や資料などを指定申請の窓口提出してください。（※）
- 申請受付後、休日を除く20日程度（補正に要する期間は除く）指定審査を行います。
なお、指定日（事業開始が可能となる日）は原則として毎月1日となります。
- 所在地の消防署への事業所の建物に関する手続きや、建築基準法に基づく検査が必要です。
また、市街化調整区域では都市計画法上の開発協議が必要です。



・大阪府「障がい者グループホーム開設ハンドブック」より

グループホームの利用状況

年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R01 (2019)	R02 (2020)
	実績				見込	
箕面市民の利用者数	107人	113人	119人	114人	126人	135人

見込値：第5期箕面市障害福祉計画より

- ・グループホームは広域対応であるため、市内のグループホームを他市から来られたかたも利用しています。
- ・グループホームの利用ニーズは高く、今後も利用が増える見込みです。
- ・全国的にグループホームは不足しています。

市のグループホーム整備方針

第5期箕面市障害福祉計画

●成果目標

国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方に基づき、障害者の自立支援のための地域生活移行や就労支援等への対応、また、障害児とその家族に対する障害児通所支援等の身近な地域における提供体制の整備を進めるため、計画期間における以下の成果目標を設定します。

- (1) 施設入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 障害者の地域生活の支援
→「一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供」等の機能の整備
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障害児支援の提供体制の整備等

●居住系サービス

地域移行や自立生活を希望する利用者のニーズ、また「親亡き後」など将来的に大きく膨らむと予想されるニーズに対応するため、グループホームの整備・充実に努めます。

グループホーム入居の流れ

- ・ 入居希望者が相談支援事業所等に希望を伝える。
↓
- ・ 入居希望者や相談支援事業所が、入居先のグループホームを探す。
↓
- ・ 入居希望者が体験入居する。
↓
- ・ 相談支援事業所等がグループホームの利用に必要な支援プランを作る。
↓
- ・ 箕面市が審査し、利用を決定する。
↓
- ・ グループホーム事業者と入居希望者が利用契約して、入居する。
↓
- ・ 共同生活の開始
(相談支援事業所や箕面市が、1年に1回以上、必ず入居者の状況を確認する。)

※相談支援事業所とは… 障害者や家族からの相談に応じ、障害者個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況などを踏まえ、障害福祉サービスの利用計画を作成したり、サービス利用後のサポート等を行います。
(介護保険制度のケアマネージャーのような役割をします。)

入居後の生活

グループホームは、家族と生活するのではなく、他の障害者とともに生活をするという点が異なるだけで、家庭と同じです。昼間はそれぞれ、会社へ働きに行ったり、サービス提供事業所等へ活動にいきます。

グループホームに帰ってきてからは、風呂に入ったり、食事をしたり、テレビをみたり、今日あったことを話し合ったり、思い思い自由に時間を過ごすことができます。休みの日には、友達と買い物をしたり、遊びに行ったりする人もいます。

大阪府ホームページ
「グループホームってどんなところ？」より

グループホームでの暮らし(例) 大阪府「障がい者グループホーム開設ハンドブック」より

<朝> グループホーム

起床・朝食

世話人・生活支援員の業務 <例>

利用者の心身状態の確認
(出勤時間に合わせて) 食事の提供
服薬管理
利用者の送り出しなど

<昼> 日中活動の場

就労先・障がい福祉サービスの利用など

利用者の態様 <例>

一般企業等での就労
就労や日常生活のための訓練
パン・お菓子・ビーズ・編み物などの自主制作活動
自主制作製品の販売、営業
余暇活動など



<夕～夜> グループホーム

夕食・入浴・就寝

世話人・生活支援員の業務 <例>

利用者の心身状態の確認
帰宅時間に合わせて食事の提供
洗濯・入浴の支援
服薬管理
世間話や相談事など

